

広島県労働委員会出前講座実施要領

平成23年10月25日

令和3年4月1日一部改正

労働委員会事務局

1 趣旨

広島県労働委員会出前講座（以下「出前講座」という。）について、その目的、実施手続等の必要な事項を定める。

2 目的

(1) 関係団体に対する出前講座

労使間の紛争の未然防止及び労働委員会の認知度の向上を図ることを目的として、県内の経済団体や労働組合等に対し、労働法等の労働関係制度等について説明を行う。

(2) 学校関係者に対する出前講座

就職する生徒・学生が安心して社会に踏み出せるよう、「安心 誇り 挑戦 ひろしまビジョン」（令和2年10月策定）における「生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高める人材育成」の取組の一環として、労使紛争の未然防止等のため、県内の学校等において労働者の権利義務等の基本的な労働法の知識や、労働トラブルが起きたときの対処法等について説明を行うとともに、労働委員会の役割について周知を図る。

3 実施手続

(1) 出前講座を希望する者（以下「依頼者」という。）は、原則として、希望日の1か月前までに労働委員会会長（以下「会長」という。）に別記様式1により依頼する。

(2) 会長は、依頼内容が2の目的に適合すると認めるときは、予算の範囲内で出前講座を実施することとし、開催日時、講師等を調整の上、別記様式2により依頼者にその旨を通知する。

4 経費の負担等

(1) 出前講座は労働委員会の公務として実施し、委員が講師となる場合は、日額報酬及び費用弁償を支給する。

ただし、依頼者が負担を申し出た場合は、支給しない。

(2) 上記以外の経費（会場使用料等）は、依頼者において負担する。

5 実施報告

依頼者は、出前講座終了後、10日以内に、実施結果を別記様式3により報告するものとする。

6 その他

この要領に定めるほか、実施に当たって疑義が生じた場合は、依頼者と労働委員会事務局で協議を行う。

広島県労働委員会出前講座依頼書

年 月 日

広島県労働委員会会長 様

団体等の名称：

代表者氏名：

住 所：

電 話 番 号：

FAX 番 号：

担当者氏名：

連絡先電話：

次により出前講座を依頼します。

1 実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 実施予定場所	施設等名称：
	所 在 地：
3 希望する講座のテーマ (※1)	
4 希望する講師 (※2)	
5 受講対象者・人数	
6 当日、出前講座以外に実施される行事等があればその内容	

※1 例：労働委員会制度の説明，良好な労使関係の構築，紛争解決方法についての説明，個別労働関係紛争解決制度の仕組みの説明など

※2 労働委員会委員の中で希望する講師がある場合は記入してください。

※3 貴団体の開催案内文又はそれに類するものを添付してください。

別記様式2

年 月 日

様

広島県労働委員会会長

広島県労働委員会委員（事務局職員）の講師派遣について（通知）

貴団体から依頼のあったこのことについて、次のとおり講師を派遣することとしました。

1 講 師

2 日 時 年 月 日

3 開催場所

4 演 題

5 経費負担

6 その他 出前講座実施後、10日以内に、別記様式3により労働委員会事務局に報告してください。

講座受講報告書

報告日： 年 月 日

広島県労働委員会会長 様

(依頼者) 団体等の名称：

代表者氏名：

住 所：

担当者氏名：

講座を受講しましたので次のとおり報告します。

1 実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
2 実施場所	施設等名称：
	所在地：
3 講座のテーマ	
4 講師氏名	
5 参加人数	
備考	

※ 出前講座時の写真や資料がありましたら、添付をお願いします。